

24時間356日、いつでも申込みできて便利です



中野区 <u>小規模事業者登録制度</u> _のごあんない

~電子申請(LoGoフォーム)ご利用の手引き~



2024年(令和6年)9月 中野区総務部契約課





この制度は、電子調達サービスで中野区の競争入札参加資格を取得していない区 内の小規模事業者(概ね従業員20人以下の事業所)の方を対象としたものです。 区が発注する小規模工事(修繕工事等)、物品購入、委託等の小額で簡易な契約 について、区内小規模事業者の受注機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図るこ とを目的としています。

【登録要件】 次の全てにあてはまる事業者が登録できます。

□ 区内に本社の法人登記がある事業者であること、

または、区内に商号登記または住民登録がある個人事業者であること

- □ 常時使用する従事者の数がおおむね20人以下であること
- □ 代表者(個人の場合は本人)が破産者及び成年被後見人、被保佐人ならびに被補助人でないこと
- □ 電子調達サービスにおける中野区の競争入札参加者名簿に登録していないこと
- □ 免許、許可等を営業要件とする業種については、当該許可等を受けていること
- ・ □ 国税又は地方税を2か年以上にわたり滞納していないこと



チェックして





登録後は、事業者名、連絡先、希望業種等の情報を登載した名簿を作成の上、区の各所属に公開し、各所属で行う小規模な契約案件について登録事業者への積極的な発注依頼を行うよう努めます。

この制度は受注を保証するものではありませんが、事業所の得意分野や事業用ホームページのURL等も掲載できます。ぜひ、登録をご検討ください。

【登録期間は?】

これから申込みを行う場合、この制度の第9期登録にあたり、

2024年(令和6年)10月1日から



名簿は、最長

2026年(令和8年)9月30日までとなります。

※新規申込みの場合、

毎月20日までに受け付けた事業者の情報を、翌月1日から名簿に登載します。 なお、名簿に登載された時期にかかわらず、名簿の有効期限(終期)は同じです。



申込みに必要なものを確認:情報編

中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム

【登録する情報(項目)の確認】

次のような項目を登録します。受注にあたっての「**5** 希望業種」は、区で用意している「業種一覧」の中から該当するものを確認してください。

- ● 事業者名(商号または名称)とそのフリガナ、郵便番号、所在地
- ❷ 代表者職・氏名(肩書き、氏名)とそのフリガナ

(個人事業主で肩書きがない場合は氏名のみ)

- 3 担当者氏名(代表者と同じなら不要)、電話番号、メールアドレス
- ④ 常時従事する使用人の数(おおむね20人以下が登録要件)
- 5希望業種 ※「業種一覧」を参照し、工事、物品の登録希望業種を確認してください
- 《工事》業種番号・申請業種名、許可や免許等が必要な場合はその内容
- 《物品》種目番号、営業品目、取扱品目番号、許可や免許等が必要な場合はその内容



③登録の

ロゴ





【提出(添付)する書類の確認】

次の表で、申込みに必要な書類を確認してください。

告車業所の状況		個人	の場合
び要書類 (○印のあるもの)	法人の 場合	商号登記 あり	商号登記 なし
①中野区小規模事業者登録申込書(様式丨号)	電子	申請のため作	F成不要
②履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し	0	0	
③法人事業税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの) ※注	0		
④法人税の領収書の写し(直近の確定申告時のもの) ※注	0		
⑤消費税及び地方消費税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの) ※注	0	0	0
⑥許可・免許等が必要な業種は、許可書・免許書の写し	0	0	0
⑦住民税の領収書の写し ※注		0	0
⑧所得税の領収書の写し(直近の確定申告時のもの) ※注		0	0
⑨住民票 または 登録原票記載事項証明書の写し			0



ロゴ

④登録の

準備その2

この手引きでは、電子申請に よる申込みを前提としているた め、左表①申込書は作成不要と しています。なお、電子申請の 際、②~⑨の必要書類は、電子 データ(PDF、スキャンデー タ、鮮明な写真画像でも可) を 添付してください。

※注:左表②③④⑤⑦⑧は以下参照
◆領収書がない場合
→納税証明書の写しが必要
◆非課税の方
→非課税証明書の写しが必要
◆各納税証明書の発行場所
→〇住民税:中野区役所
○法人事業税:都税事務所
○消費税及び地方消費税、
法人税:税務署



電子申請(LoGoフォーム)をご利用ください

中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム

この申込みで利用する電子申請は、「LoGoフォーム(ロゴフォーム)」といい、 民間事業者が提供する自治体専用の電子申請サービスです。

このサービスにより、新庁舎移転を契機とした「デジタル窓口」の一環として、この「小 規模事業者登録制度」でもスマートフォンやパソコンなどを使って便利に登録申込みが できるようになりました。原則24時間365日、いつでもご利用になれます(ただし、区 の受付・審査等は平日の日中のみ)。

電子証明書やカードリーダーなどの特別な機器等は不要です。ぜひ、ご利用ください。

【申込み手順】 <u>※入力する画面のイメージは、次のページからご覧になれます</u> ① 中野区ホームページから、電子申請サービス(LoGoフォーム)にアクセスする。 ② 画面の指示に従い、必須項目を入力し、必要書類のデータを添付する。

② 画面の指示に従い、必須項目を入力し、必要書類のデータを添付する。
 ③ 正しく入力・添付したことを確認して、送信する。

◆中野区ホームページ「中野区小規模事業者登録制度」: https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/syoukibo/tourokuseido.html



(5)電子に

よる申請は



⑥画面 「入力Ⅰ」

※以下の画面イメージについては、実際の画面と詳細が異なる場合があります

ロゴ



中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム



2 次の画面(入力2)が開いたら、必要事項を入力します。 この「入力2」では、基本的な事業者情報を、画面に従い入力していきます。 ③Q1では、「新規」または「継続」 ①申込みを行う手続 ②この画面「入力2」に進 き名です(前と同じ) んだことを示しています のどちらかにチェックをつけます <↓ 中野区小規模事業者登録申込書(新規・継続) 📝 入力フォーム ____2入力2 __ 🗸 入力1 3 確認 4 完了 01.新規・継続の区分を選択してください。 必須 → 新規 ○ 継続 02 未者情報を入力してください。 ■業者名(商号または名称)※個人事業主で商号等を使用していない場合は 事業者名フリガナ (カタカナで入力) ④ Q2では、事業者情報を順番に入力していきます。 必要な情報をもれなく入力してください。 郵便番号(ハイフン無し、半角で入力) 必須 ◆事業者名(商号または名称) ※個人事業主で商号等を使用していない場合は入力不要 所在地必須 ◆事業者名フリガナ(カタカナで入力) ◆郵便番号(ハイフン無し、半角で入力) ◆所在地 →さらに続きます

中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム

⑦画面

「入力2」(I)

ロゴ





3 画面(入力2)の続きです。必要事項を入力します。

前のページの続きの「入力2」の画面です。こちらも事業者情報を画面に従い入力していきます。





画面(入力2)の続きです。必要事項を入力します。 引き続き「入力2」の画面です。「Q2」の入力後に表示される「Q3」で、希望業種を入力します。 ⑥前のQ2の入力後、Q3が表示されるので、希望業種を選択します。 工事のみ希望の場合 ➡「○ 工事」 03. 希望業種を選択してください。 物品のみ希望の場合 ➡「○ 物品」 いずれかにチェック 両方を希望する場合 ➡「〇 工事・物品」 🔾 工事 🔘 物品 💿 工事・物品 ⑦Q4~Q7は、上の⑥(Q3)の回答内容にあわせ て表示されます。画面に従い入力してください。 【工事を希望】 →Q4、Q5が表示されます 工事 【物品を希望】 →Q6、Q7が表示されます 【両方を希望】 →Q4~Q7が表示されます (左のイメージ画像は、「両方」の例です) Q5. Q4について、許可や免許等がある場合は入力してください。(Q4と行を対応させてください) 許可や免許繁を入力してください。(例、04において2行目に入力した業種の免許を入力する場合け、本項目も2行目に入力する) ※<の「+行を追加」を押すと、Q4~Q7の各入力 行が表示されます。《最大各5業種(5品目)まで》 ◆希望業種は「業種一覧」を確認して入力します。 O6. 【物品】種目番号 取扱品目番号を入力してください。(登録区分が物品又 【工事】→(Q4)業種番号、業種名 「由決業種・品目一覧表」に沿って、例にならって種目番号 (例) 100 道路舗装工事 物品 【物品】→(Q6)種目番号、営業品目、取扱品目番号 (例) 001 文房具·事務用品 001、002、003 07.06について、許可や免許等がある場合は入力してください。(O6と行を対応させてください) ◆Q4、Q6で入力した業種に必要な許可や免許 許可や免許等を入力してください。(例、O6において2行目に入力した種目の免許を入力する場合は、本項目も2行目に入力する) がある場合は、【工事】 → Q5、【物品】 → Q7に 入力します(Q4、Q6と順番を対応させる)

中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム

⑨画面

「入力2」(3)

※次のページで、工事の希望業種の入力画面の例をご覧になれます





10画面

「入力2」(4)

※次のページで、物品の希望業種の入力画面の例をご覧になれます





①画面

「入力2」(5)

※次のページでは、Q8に進みます





7 画面(入力2)の続きに、自由記述欄等を入力します。

引き続き、「入力2」の画面です。下の画面の入力が済むと、必要書類の添付画面に移ります。

中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム

ロゴ







8 画面(入力2)の最後です。必要書類を添付します。

Q9で選択した内容にあわせて、Q10~Q12に必要な書類が表示されるので添付します。

 ○ 法人 ○ 商号登記をしている個人 ○ 商号登記をしていない個人 	10Q9の内容にあわせて、Q10~Q12のいずれかで 必要書類が画面に表示されます。
Q10. 手続きに必要な書類をアップロードしてください。(法人の場合) 必須 屈歴事項全部証明書の写し(登記簿臆本) 必須	 Q10 → 「法人」の場合(左図) Q11 → 「商号登記をしている個人」 Q12 → 「商号登記をしていない個人」
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	上記で表示される画面に従い、所定の場所に必要書類の 電子データを添付(アップロード)します。
 □ ∴ 法人税の領収書の写し(直近の確定申告時のもの) 必須 □ □ 	※必要書類については、この手引きの「④登録の準備その2」 のページで確認できます。あらかじめ準備の上で入力作業 を行ってください。添付がないと「必須項目です。」との メッセージが出て先に進めません。
消費税及び地方消費税の領収書の写し(直近の確定申告時のもの) 必須	
◎ 許可・免許等が必要な業種は、許可書・免許証の写し 2	 ①全ての添付が完了したら、中央の「→確認画面 へ進む」をクリックします(必要に応じ、左の「← 一つ前の画面に戻る」、右の「入力内容を一時保 存する」をクリック)。
←1つ前の画面に戻る	3 →確認画面へ進む 入力内容を一時保存する



● 確認の 画面です

ロゴ

9 入力してきた内容を確認するための画面です。

Q10(またはQ11,Q12)までの入力内容と添付書類が、全て正しいことを確認します。

中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム







10 入力内容が送信され、申込みが完了しました。

印刷機能を利用して、控えをお持ちください。 ※申込みの内容に不備があった場合には、個別にご連絡します。

この画面が「完了」の段階に 進んだことを示しています。

☑ 入力フォーム			
🗸 גלג 🕖		✓ 確認	4 5
送信完了		497874	·····································
4簿の登録時期及び有効期限については以 https://www.city.tokyo-pakapo.lg.j	下のページ(中野区ホームページ)でご確認ください。	GTO	1000502 FZB RETZ
ciyong (intrinsicy), donyo makanongoj	a/jigyosha/nyusatsu/syoukibo/tourokuseido.html 「「日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	역 1 9 5 9 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日
	a/jigyosha/nyusatsu/syoukibo/tourokuseido.html デジローデ:G1000005 一番入力内容を印刷する ご最初の画面に戻る	error er	1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日

中野区小規模事業者登録制度のごあんない~電子申請(LoGoフォーム)ご利用の手引き~ 2024年(令和6年)9月 中野区総務部契約課